

報告第 8 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

平成29年5月17日提出

平成29年5月17日承認

藤岡市長 新井利明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成28年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

藤岡市長 新井利明

平成 28 年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 28 年度藤岡市の下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費） 第 1 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、
「第 1 表 繰越明許費」による。

平成 29 年 3 月 31 日

藤岡市長 新井 利明

第1表 繰越明許費

(単位 千円)

款項	事業名	金額
1 公共下水道費	1 公共下水道費	9,712